

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳交付処分の障害等級認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項の規定に基づいて、平成30年10月11日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の交付処分のうち、請求人の体幹機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（法施行規則別表第5号（以下「等級表」という。）によるもの。以下「障害等級」という。）を3級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これをより上位の等級に変更することを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から本件処分の違法性又は不当性を主張している。

診断書の総合所見では2級相当となっているが、手帳は3級となっていることから、本件障害はより上位の等級（2級）に相当するものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年3月26日	諮問
令和元年5月14日	審議（第33回第3部会）
令和元年6月11日	審議（第34回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと定めている。

法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、障害の級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の

種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。等級表解説は、おおむね別紙2のとおり。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容に基づき判断すべきものと解される。

この場合、処分庁としては、診断書に記載された医師の意見のみならず、各種の機能障害及び動作・活動に関して記載された事項を含め、診断書の記載全般を基に検討した上で、客観的に最終的な判断を形成すべきである。

2 そこで、本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 等級表解説によれば、「下肢と体幹の障害が重複している場合、総合等級の判定に当たっては、原則として各々の指数を合算せず、歩行能力、起立位や座位の保持能力の程度を踏まえて、下肢又は体幹のいずれか一方の障害として認定することとする。」とされ（別紙2・第3・3・(1)・ケ）、「体幹とは、頸部、胸部、腹部及び腰部を含み、その機能にはそれら各部の運動以外に体位の保持も重要である。体幹の不自由をきたすには、四肢体幹の麻痺、運動失調、変形等による運動機能障害であ

る。」とされている（別紙 2・第 3・2・(3)）。

本件診断書によれば、障害名は「体幹、四肢機能障害」（別紙 1・I・①）とされているが、「総合所見」（別紙 1・I・⑤）には「筋力はあるが失調症状が強く、体幹、上下肢のコントロール不良、立位バランス、耐久性低下、支持不良。（体幹）2級、計2級相当。」とあり、「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見」（別紙 1・II・一）としては「痙性麻痺、運動失調」による運動障害とある。

そうとすると、本件障害は、体幹機能障害として認定するのが相当である。

- (2) 等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害が該当する可能性がある体幹機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由
	体 幹 機 能 障 害
1 級	体幹の機能障害により坐っていることができないもの
2 級	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの
	2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの
3 級	体幹の機能障害により歩行が困難なもの
5 級	体幹の機能の著しい障害

- (3) 以上を前提に、以下、請求人の体幹機能障害（本件障害）の程度について検討する。

本件診断書の記載によると、「歩行能力（補装具なしで）」及び「起立位保持（補装具なしで）」は「不能」とされている（別紙 1・II・三）。

そして、動作・活動の評価では、「座る」「正座、あぐら、横座り」及び「公共の乗り物を利用する」は×（全介助又は不能）とあるものの、「寝返りする」、「座る」「足を投げ出して」及び「いすに腰掛ける」は○（自立）、「座位又は臥位よ

り立ち上がる（手すり、つえ）」、「家の中の移動（壁、つえ）」及び「二階まで階段を上って下りる（手すり）」及び「屋外を移動する（車いす）」は△（半介助）とあることから、請求人の目的動作能力は一定程度保たれていると評価すべきである（別紙1・II・二）。

そうすると、本件障害の程度については、認定基準及び等級表解説に照らすと、等級表の「坐位又は起立位を保つことが困難なもの」及び「立ち上がるのが困難なもの」（2級）に至っているとまではいえず、「歩行が困難なもの」（3級）として障害等級3級と認定するのが相当である。

(4) そして、処分庁は、本件障害について、本件診断書を作成した〇〇医師に改めて照会し、「体幹3級、総合3級」の回答を得ているほか、認定審査会に審査を求めるなどの手続を経た上で、本件処分を行っていることが認められる。

(5) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「体幹機能障害【歩行困難】（3級）」として、障害等級3級と認定するのが相当であり（上記(3)参照）、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張する。

しかし、前述1・(2)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級3級と認定することが相当であることは上記2のとおりである。したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙1 及び別紙2 (略)